



三労発基0823第4号  
平成29年8月23日

林業・木材製造業労働災害防止協会 三重県支部

支部長 殿

三重労働局長



「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼について

労働行政の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）に基づく定期健康診断等については、統計調査の結果等をみると、小規模事業場においては実施率がまだまだ低調であり、また、健康診断の結果についての医師の意見聴取及びその意見を勘案した就業上の措置（以下「事後措置等」という。）の実施率が非常に低調であること等を踏まえ、法に基づく健康診断及び事後措置等の実施を改めて徹底するため、平成25年度より全国労働衛生週間準備期間である9月を「職場の健康診断実施強化月間」（以下「強化月間」という。）と位置付け、集中的・重点的な指導を行っているところです。

特に本年度の強化月間の取組については、別添のとおり平成29年8月15日付け基安発0815第1号（以下「本省通達」という。本省通達の別添、関係事業者等団体の長宛て通知の添付は省略。）をもって厚生労働省労働基準局安全衛生部長より指示があったところです。

つきましては、貴団体におかれましても、強化月間の趣旨をご理解の上、事業場の健康診断と健康診断実施後の事後措置等が適切に行われるよう、傘下会員、事業場等に対する周知啓発について、特段の御配慮をお願い申し上げます。

なお、当局においては、本省通達記の1（1）の対象事業場に「強化期間中に実施を予定している監督指導の対象事業場」を加えておりますことを申し添えます。



基安発 0815 第 1 号  
平成 29 年 8 月 15 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長  
( 公 印 省 略 )

「職場の健康診断実施強化月間」の実施について

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づく定期健康診断等については、統計調査の結果等をみると、小規模事業場においては実施率がいまだ低調であり、また、健康診断の結果についての医師の意見聴取及びその意見を勘案した就業上の措置（以下「事後措置等」という。）の実施率が非常に低調であること等を踏まえ、法に基づく健康診断及び事後措置等の実施を改めて徹底するため、平成 25 年度より全国労働衛生週間準備月間である毎年 9 月を「職場の健康診断実施強化月間」（以下「強化月間」という。）と位置付け、集中的・重点的な指導を行っているところである。

本年度の全国労働衛生週間の実施については、平成 29 年 7 月 10 日付け基発 0710 第 5 号「平成 29 年度（第 68 回）全国労働衛生週間の実施について」により示されているところであるが、特に本年度の強化月間の取組については、下記により推進されたい。

なお、別添のとおり、関係団体宛て通知しているので了知されたい。

記

1 事業場に対する集団指導、個別指導等について

(1) 対象事業場

- ア 強化月間中に実施を予定している安全衛生関係に係る全ての集団指導の対象事業場
- イ 強化月間中に実施を予定している全ての個別指導の対象事業場

(2) 指導等の重点事項

指導等に当たっては、以下の事項を重点的に行うこと。

- ア 健康診断の実施、健康診断の結果についての医師からの意見聴取及び健康診断実施後の措置の徹底

- イ 健康診断結果の記録の保存の徹底
- ウ 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- エ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）に基づく医療保険者が行う特定健康診査・保健指導との連携
- オ 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用
- カ 平成 29 年 8 月 4 日付け基発 0804 第 4 号「定期健康診断等における診断項目の取扱い等について」等の周知

(3) 指導等を実施する上での留意点

ア 安全分野に限った内容を予定としているものも含め、安全衛生に係る全ての集団指導、個別指導等を対象とすること。

なお、指導等の対象事業場の選定に当たっては、小規模事業場における定期健康診断等の実施率が低いという統計調査結果があることを考慮すること。

イ (2) のア、イ及びウについては、特に個別指導時においては、できる限り具体的に実施状況の確認を行い、適切な実施について指導を行うこと。

また、派遣労働者については、派遣労働者以外の労働者と異なり、健康診断に関する措置義務について、派遣元・派遣先の役割分担がなされているため、指導等に当たっては、以下の事項に留意すること。

(ア) 派遣元事業場による一般健康診断、派遣先事業場による特殊健康診断の実施状況を確認し、必要な指導を行うこと。

(イ) 派遣元事業場においては一般健康診断及び特殊健康診断結果の記録の保存、派遣先事業場においては特殊健康診断結果の記録の保存状況を確認し、必要な指導を行うこと。

(ウ) 派遣労働者に対する一般健康診断の事後措置等の実施については、派遣元事業場にその義務が課せられているが、派遣先事業場でなければ実施できない事項等もあり、派遣元事業場と派遣先事業場との十分な連携が必要であることから、両事業場の連携が十分でない事案を把握した場合は、十分に連絡調整を行うよう指導すること。

ウ (2) のエについては、平成 24 年 5 月 9 日付け基発 0509 第 7 号「特定健康診査等の実施に関する再協力依頼について」に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査に関する記録の提供の義務について周知に努めること。

エ (2) のオについては、産業保健総合支援センターの地域窓口（地域産業保健センター）において、産業医の選任義務のない小規模事業場を対象として、健康診断結果についての医師からの意見聴取、脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導等の支援を行っていることから、小規模事業場への指導等の際は、必要に応じて、その活用の勧奨等も行うこと。

## 2 事業場に対する周知について

1の取組のほか、以下のように様々な機会を活用し、健康診断及び事後措置等の実施に係る周知や指導等を行うこと。

- (1) 局署の窓口において、事業者の来訪等あらゆる機会を捉え、周知を行うこと。
- (2) 産業保健活動総合支援事業において事業場に対する支援を行う際に、事業者に対する周知を行うよう、産業保健総合支援センターに協力を求めるなどの連携に努めること。
- (3) 労働災害防止団体、労使関係団体、自治体に協力を要請し、事業者等への周知啓発を推進すること。

## ～労働者 50 人未満の小規模事業場の方へ～

### 産業保健総合支援センターの地域窓口を利用していますか？

労働者数 50 人未満の小規模事業場の事業者が独自に医師を確保し、労働者に対する保健指導、健康相談などの産業保健サービスを十分に提供することは容易ではありません。

こういった小規模事業場の事業者とそこで働く人々が、充実した産業保健サービスを受けられるよう、労働基準監督署管轄区域ごとに産業保健総合支援センターの地域窓口を設けており、小規模事業場の事業者やそこで働く人々を対象として、以下の産業保健サービスを原則として無料で提供しています。

ご利用については、独立行政法人労働者健康安全機構、または産業保健総合支援センターまでお問い合わせください。

#### 相談対応

- ・メンタルヘルスを含む労働者の健康管理についての相談
- ・健康診断結果についての医師からの意見聴取
- ・長時間労働者に対する面接指導
- ・個別訪問指導（医師などによる職場巡視など）
- ・産業保健に関する情報提供

## ～派遣労働者の健康管理について～

派遣労働者の健康診断については、派遣元・派遣先それぞれの役割に応じた義務を課しています。特に以下の事項に留意しましょう。

- 派遣元事業者による一般健康診断の実施、派遣先事業場による特殊健康診断の実施の徹底
- 派遣元事業者による一般健康診断及び特殊健康診断結果の記録の保存、派遣先事業場による特殊健康診断結果の記録の保存の徹底
- 一般健康診断の事後措置に関する派遣元事業場及び派遣先事業場の十分な連携
- 派遣元事業者を通じた、労働者に対する健康診断結果の通知の保存の周知

### <お願い>

**医療保険者から求めがあった場合に、健康診断結果の提供をしなければなりません。**（この場合の提供については、個人情報保護法上の問題はありません（注））

医療保険者は、加入者が、労働安全衛生法の健康診断を受けた場合または受けることができる場合は、特定健康診査の全部または一部を行ったものとするができることとなり、医療保険者は、加入者を使用している事業者又は使用していた事業者に対し、事業者が保存している加入者に係る労働安全衛生法による労働者の健康診断に関する記録の写しを提供するよう求めることができます。また、これにより健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者は、その記録の写しを提供しなければならないとされています。（高齢者医療確保法第 21 条第 1 項、第 27 条第 2 項及び第 3 項）

（注）特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第 2 条に定める項目に係る記録の写しについては、医療保険者からの提供の求めがあった場合に当該記録の写しを提供することは、法令に基づくものであるため、個人情報の保護に関する法律第 23 条第 1 項第 1 号により第三者である医療保険者への提供は制限されていません。

健康診断と事後措置等に関するご質問は、最寄りの都道府県労働局や労働基準監督署までお問い合わせください。